

# 呉港港湾計画資料

－ 軽易な変更 －

平成28年10月

呉港港湾管理者  
呉市

## 目 次

1. 変更理由 .....	1
2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料 .....	2
2-1. 専用埠頭計画 .....	2
2-2. 水域施設計画 .....	5
2-3. マリーナ計画 .....	11
3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料 .....	14
3-1. 土地利用計画 .....	14
4. その他の資料 .....	17
4-1. 環境の保全に関する資料 .....	17
4-2. 呉市地方港湾審議会名簿 .....	18

## 1. 変更理由

立地企業の要請に対応するため、広多賀谷地区において、専用埠頭計画を追加するとともに土地利用計画を変更する。

また、この専用埠頭計画等に対応するため、広多賀谷地区に水域施設計画を追加する。

土地需要の変化に対応するため、阿賀マリノポリス地区において、マリーナ計画及び土地利用計画を変更する。

道路幅員の見直しに対応するため、阿賀マリノポリス地区、阿賀塩谷地区及び阿賀豊栄地区において、土地利用計画を変更する。

## 2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

### 2-1. 専用埠頭計画

#### 2-1-1. 広多賀谷地区

##### (1) 専用埠頭計画の必要性

広多賀谷地区に立地する製材、集成材、プレカットを手がける総合木材企業大手「中国木材(株)」では工場の製材、乾燥、加工の工程で発生する副産物（木材チップ等）をバイオマス燃料として活用する発電事業に取り組んでいる。

当該地の本社工場においても、5,300kwの発電能力、1万m<sup>3</sup>/月の木材乾燥能力を有する施設を有している。

近年の木材需要、特に乾燥材の需要の増加により、発電設備の増設が必要となっており、ここ本社工場において、新たに約10,000kwの発電能力を有する施設を増設するべく計画が進められている。

この増設に伴うバイオマス燃料〔木材チップ及びPKS（パーム椰子殻）〕の受入を同社日向工場や伊万里工場から内航船による受入を計画しているが、隣接する公共岸壁は利用頻度が非常に高い状態となっていることから、専用埠頭岸壁が必要となったものである。

立地企業の要請に対処するため、広多賀谷地区への専用埠頭計画を追加するものである。

##### (2) 専用埠頭の対象船舶

港湾の技術基準では、「対象船舶が特定できる場合にはその主要諸元を用いることができる」とされている。今回の専用埠頭において対象船舶（最大船型）が特定されているため、就航する船舶の実諸元からバース長と水深を設定した。

対象船舶の諸元は、次のとおりとする。

表2-1 対象船舶の諸元

船種	載荷重量トン数	船長	船幅	満載喫水
一般貨物船	1,600DWT級	77m	13m	4.09m

(3) 専用埠頭の必要延長

岸壁の必要延長は、対象船舶の船長及び船幅から次のとおりとする。

表 2-2 専用岸壁の必要延長

施設名	載荷重量トン数	船長	船幅	必要延長
中国木材(株) 専用岸壁	1,600DWT 級	77m	13m	90m

(4) 専用埠頭の必要水深

専用埠頭の水深は、次式に示すとおり、満載喫水に余裕水深を10%見込んだ値とし、その結果は次に示すとおりである。

$$\text{必要水深} = \text{満載喫水} + \text{余裕水深} (\text{満載喫水} \times 10\%)$$

表 2-3 専用埠頭の必要水深

施設名	載荷重量トン数	満載喫水①	余裕水深② (①×10%)	必要水深 (①+②)
中国木材(株) 専用岸壁	1,600DWT 級	4.09m	0.409m	4.499 ÷ 4.5m

(5) 専用埠頭の規模

専用埠頭の規模は次のとおりである。

表 2-4 専用埠頭の規模

地区名	施設名	水深	延長	区分
広多賀谷地区	中国木材(株) 専用岸壁	4.5m	90m × 1バース	新規計画





## 2-2. 水域施設計画

### 2-2-1. 泊地

#### (1) 泊地の必要性

今回の専用埠頭計画等に対応した泊地を計画する。

#### (2) 今回計画する泊地の規模

広多賀谷地区 水深-4.5m (新規計画)

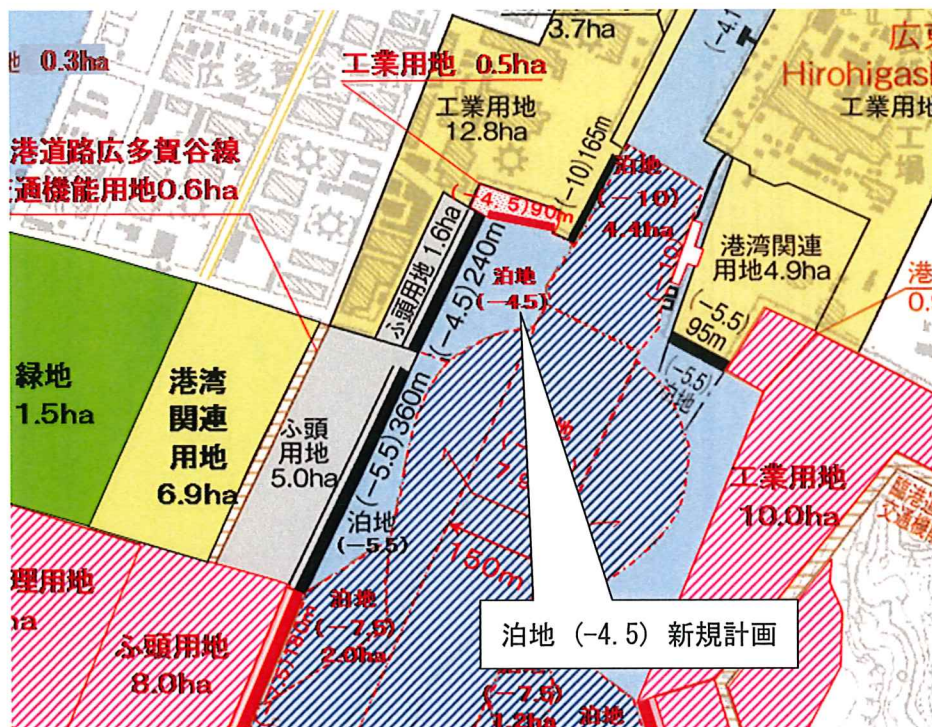


図2-2 今回計画する泊地の位置 (広多賀谷地区)



(3) 操船例図 (専用埠頭)

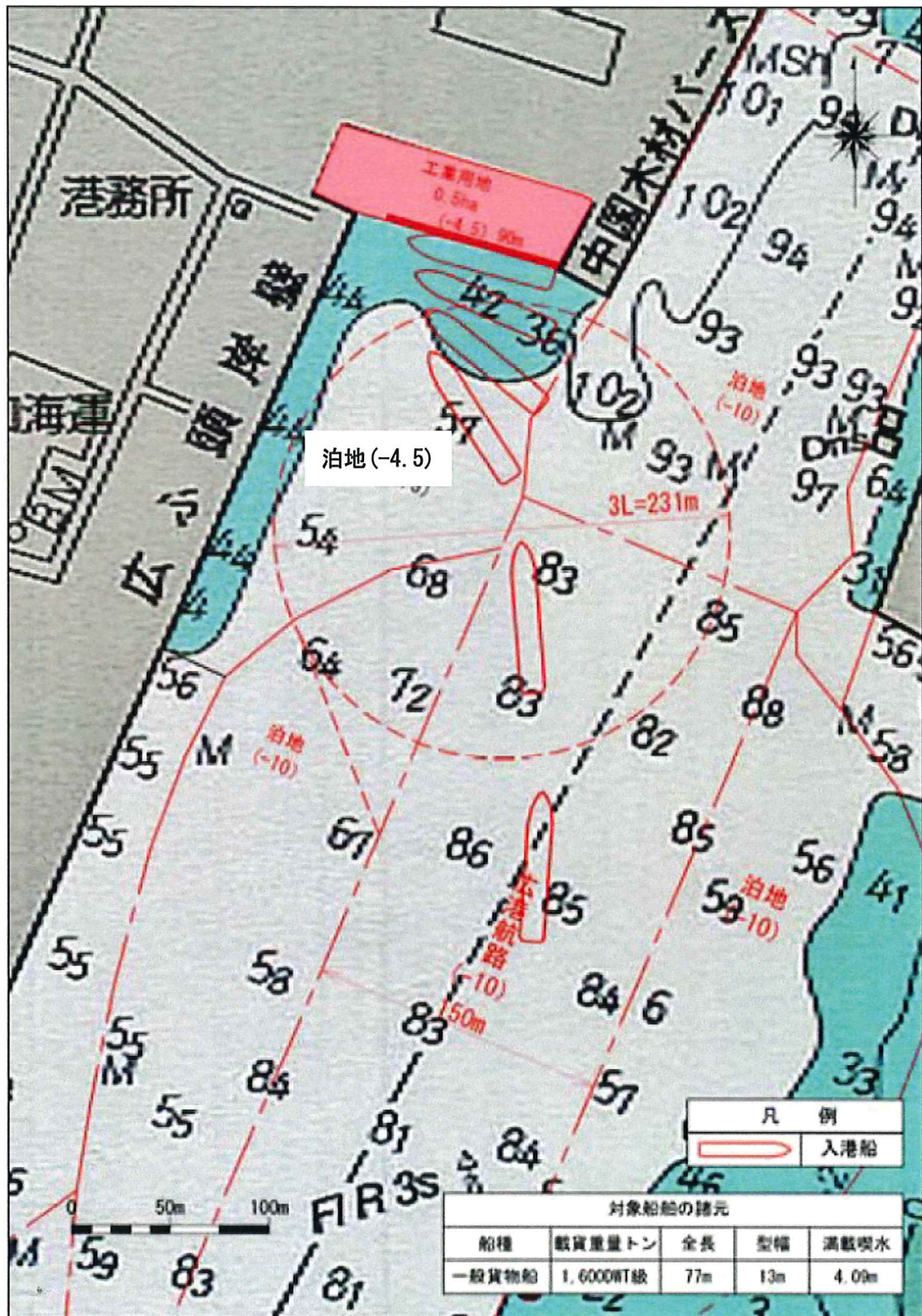


図2-3 専用埠頭操船例図 入港 (入船右舷付)



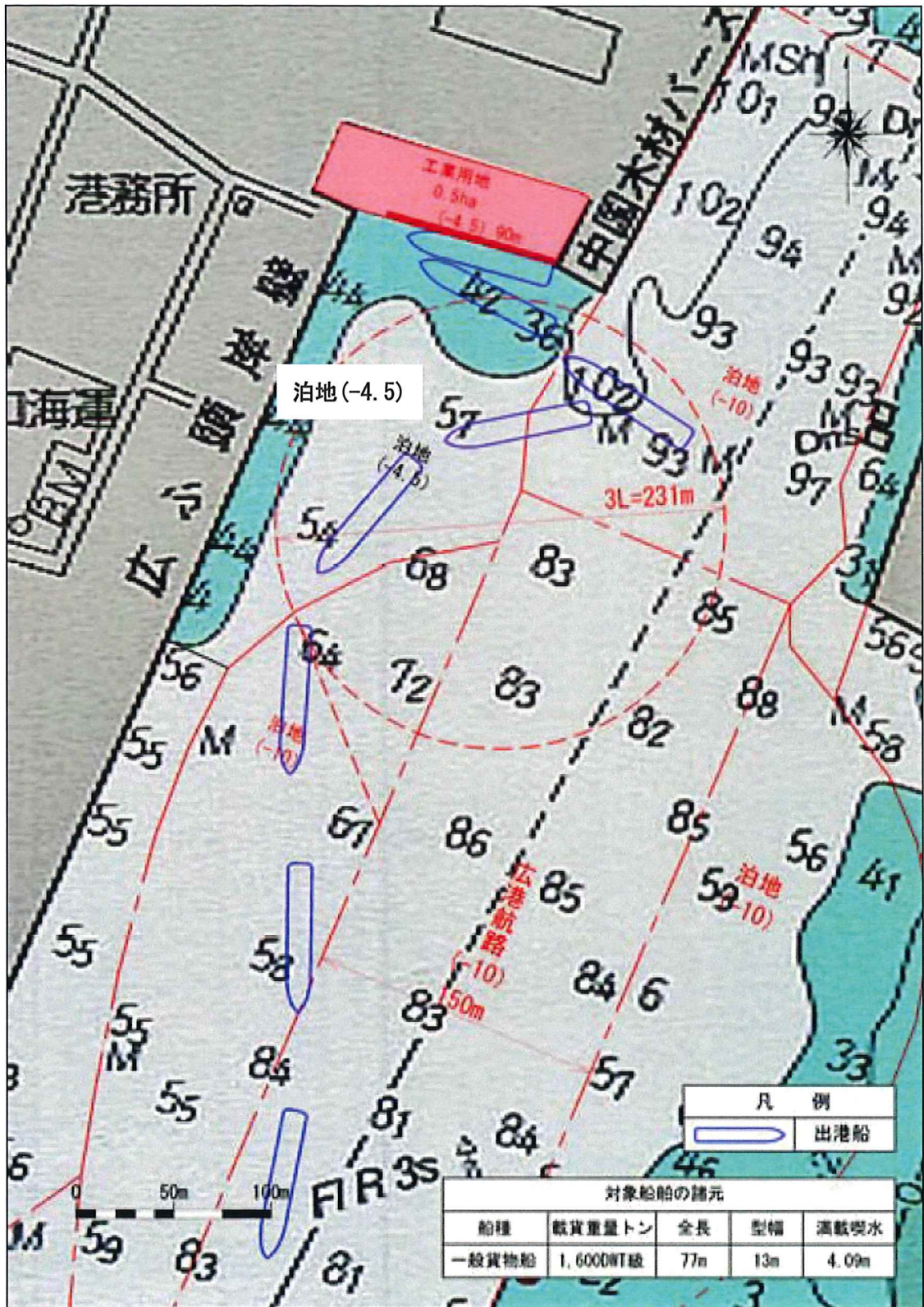


図2-4 専用埠頭操船例図 出港（入船右舷付）



(4) 操船例図 (隣接する公共埠頭)

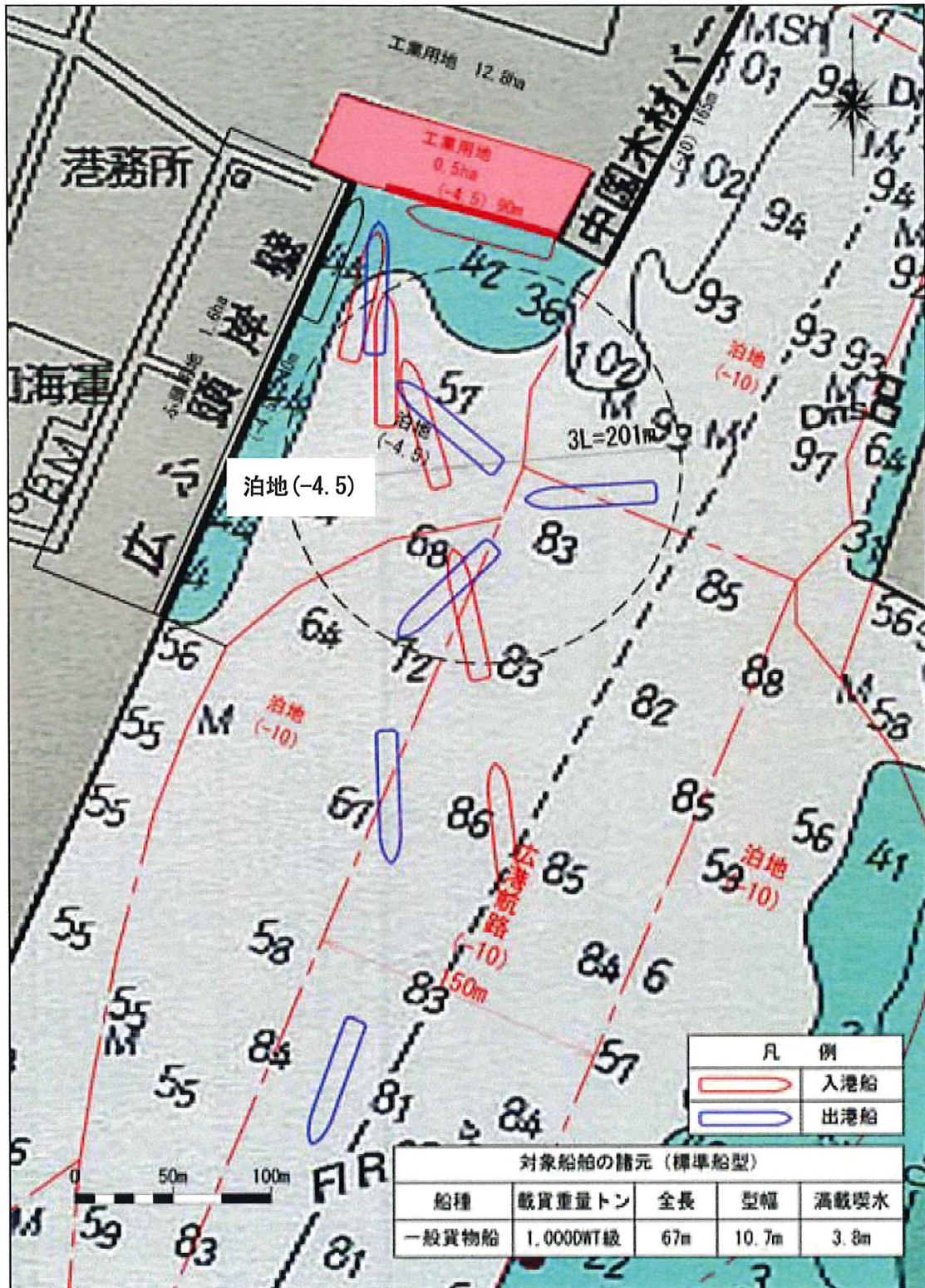


図 2-5 公共埠頭操船例図 (入船左舷付)



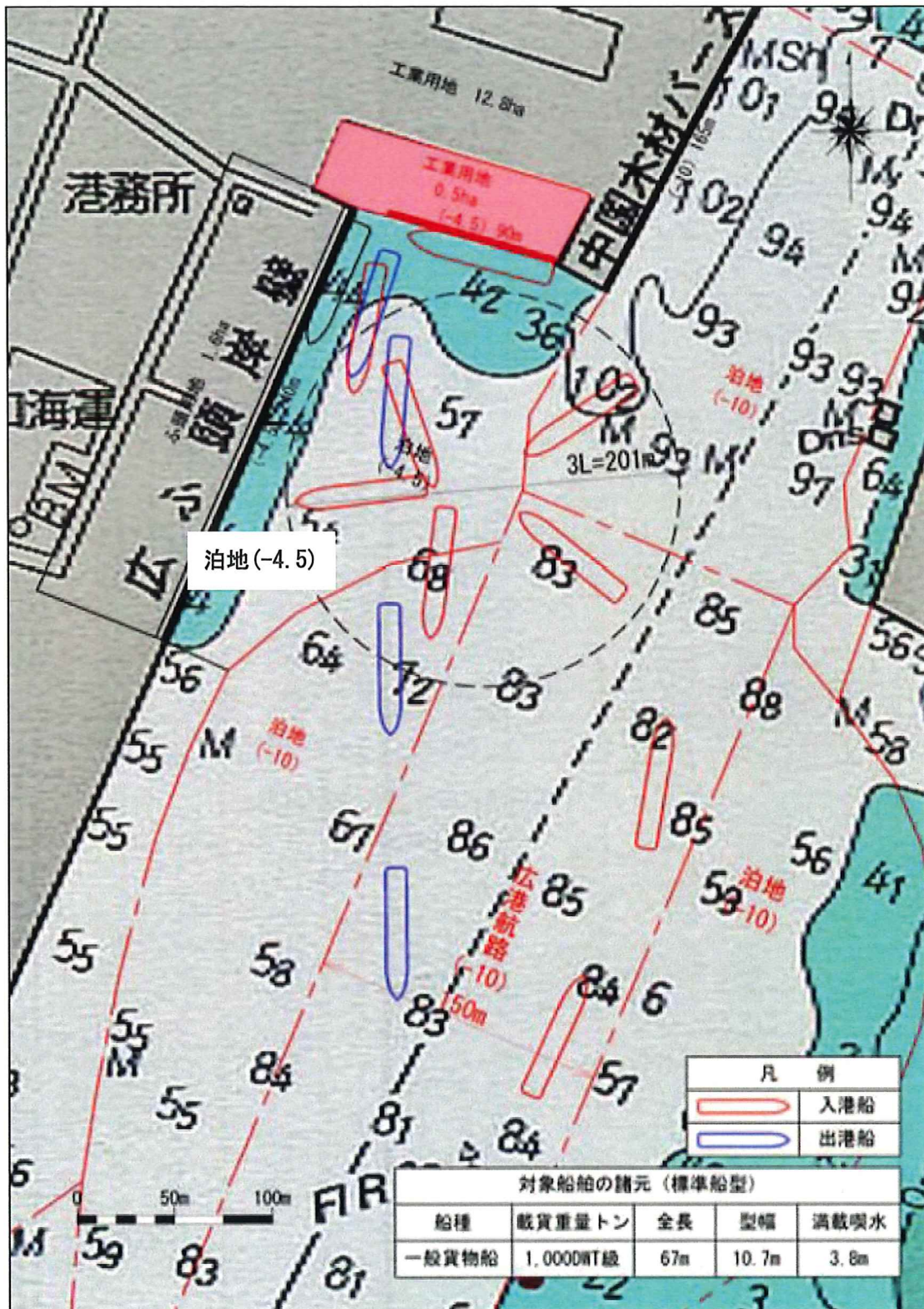


図 2 - 6 公共埠頭操船例図 (出船右舷付)

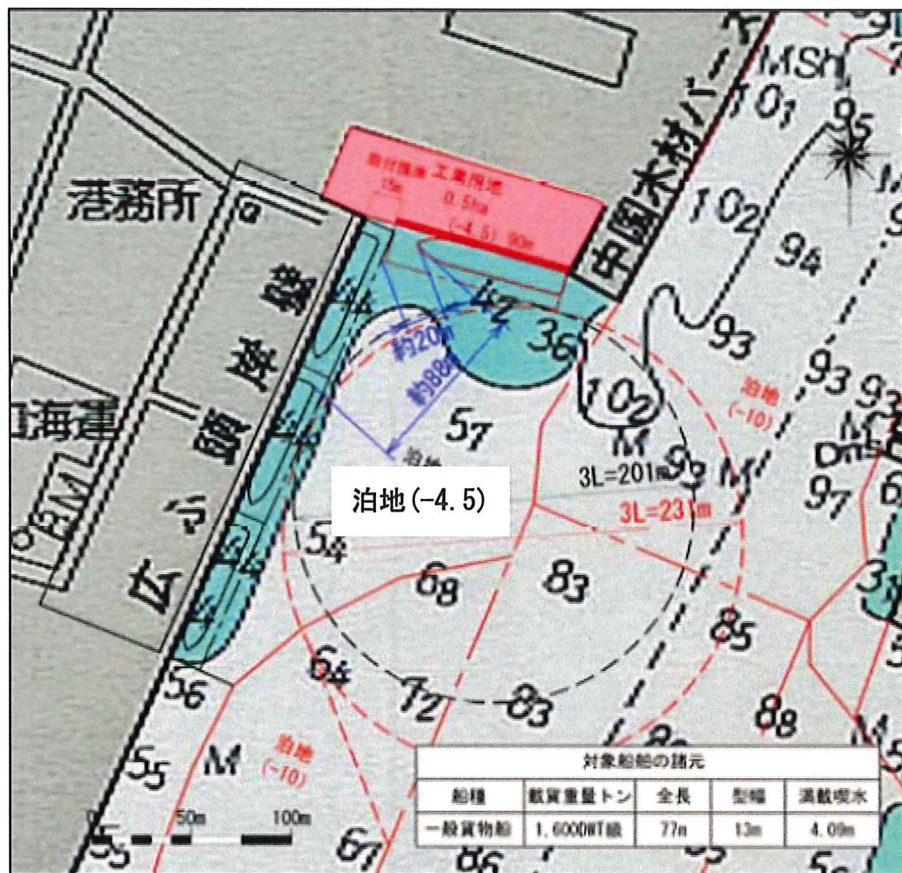


図 2 - 7 公共埠頭利用船舶との離隔距離



## 2-3. マリーナ計画

### 2-3-1. 阿賀マリノポリス地区

#### (1) 施設計画

##### ① 外郭施設

マリーナにおけるプレジャーボートの操船、けい留の安全を確保するため、防波堤を表2-5のとおり計画する。

表2-5 外郭施設計画

施設名	延長 (m)
防波堤	850

② けい留施設の規模は、表2-6に示すとおりである。

表2-6 けい留施設

施設名	規模
棧橋	4基

③ レクリエーション施設用地土地利用計画

レクリエーション施設の土地利用計画を表2-7及び図2-8に示す。

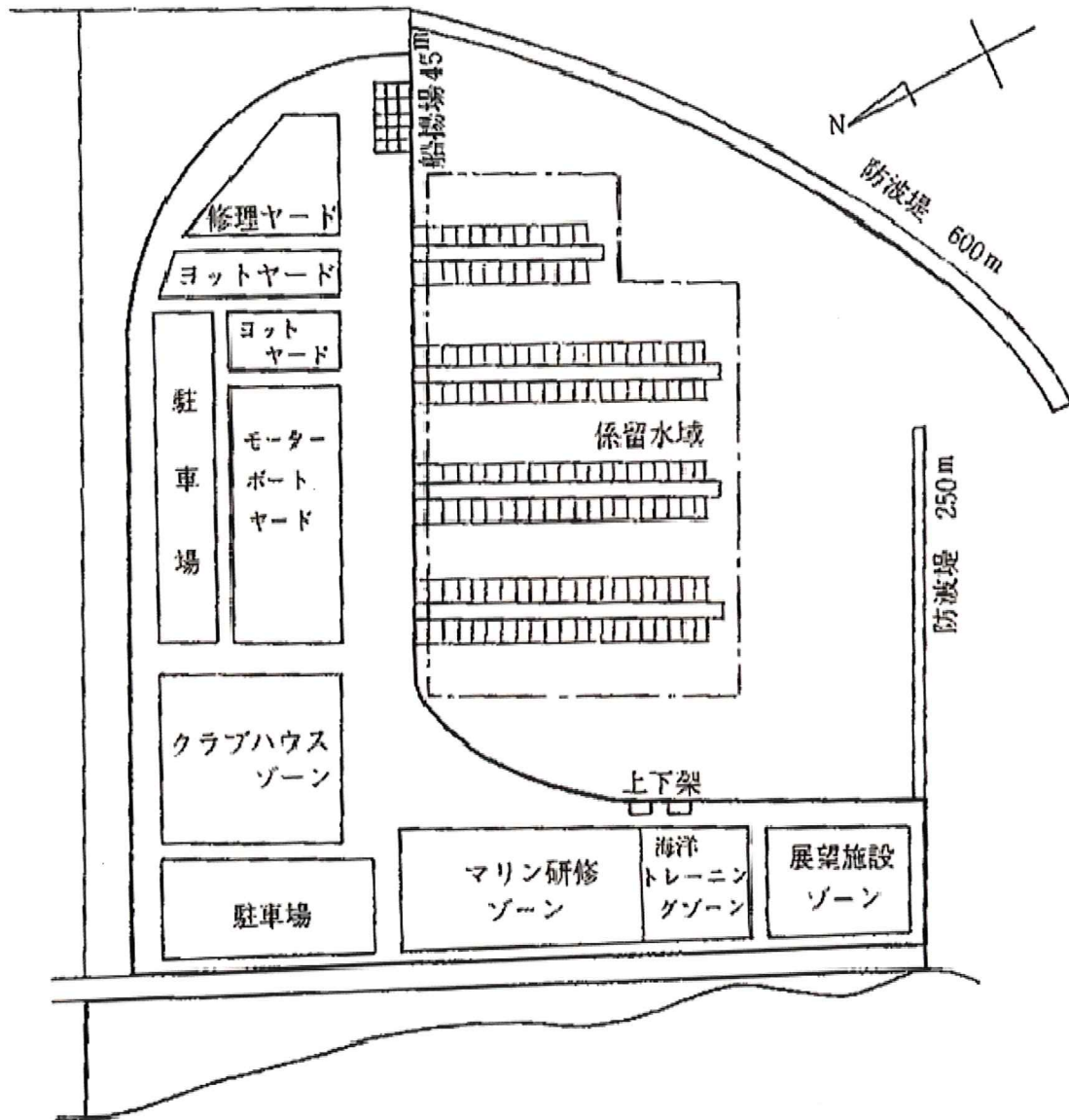
表2-7 土地利用計画内訳表（今回計画）

施設区分		計画規模(ha)	計画対象隻数・適要
基本施設	陸上保管ヤード	1.8	・デンギーY 10隻 ・モーターB 270隻
	クラブハウスゾーン	1.4	・常時保管隻数 500隻 ・ビジター隻数 40隻
	上下架施設	0.2	・クレーン 1隻 ・斜路 1ヵ所
	修理工場ヤード	0.6	・クルーザーY 20隻 ・モーターB 470隻
	駐車場用地	1.6	・常時保管隻数 500隻
	緑地等	8.1	・区域内道路含む
関連施設	マリン研修ゾーン	2.6	海洋スポーツの復旧及び地域の活性化に資するため用地を確保する。
	海洋トレーニングゾーン		
	展望施設ゾーン		
合 計		16.3	

既定計画

施設区分		計画規模(ha)	計画対象隻数・適要
基本施設	陸上保管ヤード	1.8	・デンギーY 10隻 ・モーターB 270隻
	クラブハウスゾーン	1.4	・常時保管隻数 500隻 ・ビジター隻数 40隻
	上下架施設	0.2	・クレーン 1隻 ・斜路 1ヵ所
	修理工場ヤード	0.6	・クルーザーY 20隻 ・モーターB 470隻
	駐車場用地	1.6	・常時保管隻数 500隻
	緑地等	8.1	・区域内道路含む
関連施設	マリン研修ゾーン	4.3	海洋スポーツの復旧及び地域の活性化に資するため用地を確保する。
	海洋トレーニングゾーン		
	展望施設ゾーン		
	商業施設ゾーン		
合 計		18.0	

図2-8 レクリエーション施設用地土地利用計画図



### 3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

#### 3-1. 土地利用計画

##### (1) 土地利用計画の変更

今回計画により土地利用計画の変更を行う理由は、表3-1に示すとおりである。

表3-1 土地造成に係らない土地利用計画

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用区分	面積	土地利用区分	面積	
広多賀谷地区	工業用地	12.8ha	工業用地	13.3ha	立地企業の要請と道路幅員の見直しに対応するため、広多賀谷地区、阿賀マリノポリス地区、阿賀塩谷地区及び阿賀豊栄地区において、土地利用計画を変更する。
阿賀マリノポリス地区	港湾関連用地	5.3ha	港湾関連用地	7.8ha	
	工業用地	8.7ha	工業用地	8.9ha	
	交通機能用地	5.4ha	交通機能用地	4.2ha	
	交流厚生用地	18.0ha	交流厚生用地	16.3ha	
阿賀塩谷地区	交通機能用地	2.8ha	交通機能用地	1.9ha	
阿賀豊栄地区	交通機能用地	0.4ha	交通機能用地	0.6ha	

##### (2) 土地利用計画

表3-2 土地利用計画(今回計画)

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	廃棄物 処理 用地	合計
広多賀 谷地区	(14.6) 14.6	(10.6) 10.6	(13.3) 13.3	(0.6) 0.6	(11.5) 11.5		(9.6) 9.6	(60.2) 60.2
阿賀マリノ ポリス地区	(7.6) 7.6	(7.8) 7.8	(8.9) 8.9	(2.6) 4.2	(3.6) 3.6	(16.3) 16.3		(46.8) 48.4
阿賀塩谷地区	(0.1) 1.1		2.7	(1.0) 1.9				(1.1) 5.7
阿賀豊栄地区				(0.3) 0.6	(1.5) 1.5			(1.8) 2.1
合計	(22.3) 23.3	(18.4) 18.4	(22.2) 24.9	(4.5) 7.3	(16.6) 16.6	(16.3) 16.3	(9.6) 9.6	(109.9) 116.4

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。



既定計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	廃棄物 処理 用地	合計
広多賀 谷地区	(14.6) 14.6	(10.6) 10.6	(12.8) 12.8	(0.6) 0.6	(11.5) 11.5		(9.6) 9.6	(59.7) 59.7
阿賀マリノ ポリス地区	(7.6) 7.6	(5.3) 5.3	(8.7) 8.7	(3.2) 5.4	(3.6) 3.6	(18.0) 18.0		(46.4) 48.6
阿賀塩谷地区	(0.1) 1.1		2.7	(2.2) 2.8				(2.3) 6.6
阿賀豊栄地区				(0.4) 0.4	(1.5) 1.5			(1.9) 1.9
合計	(22.3) 23.3	(15.9) 15.9	(21.5) 24.2	(6.4) 9.2	(16.6) 16.6	(18.0) 18.0	(9.6) 9.6	(110.3) 116.8

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

変更前



変更後

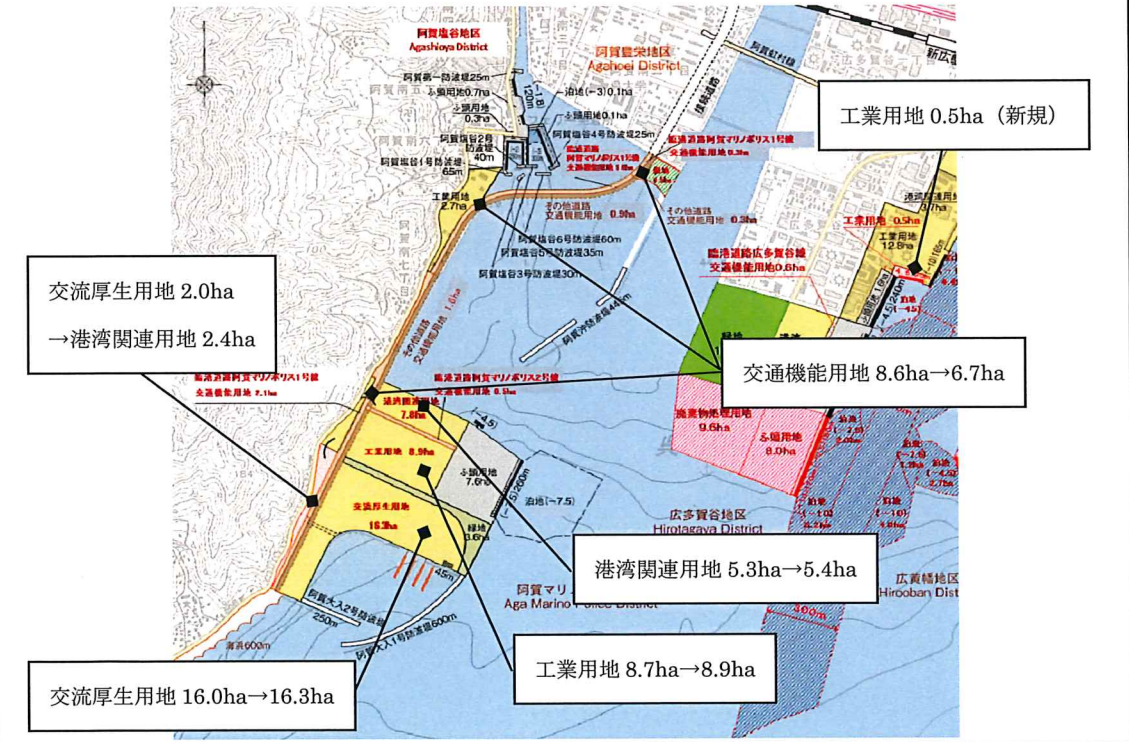


図3-1 土地利用計画の位置図(広多賀谷地区・阿賀マリノポリス地区・阿賀塩谷地区・阿賀豊栄地区)

## 4. その他の資料

### 4-1. 環境の保全に関する資料

今回計画では、新たな埋立てはなく、大気質や水質等への負荷量の増大も見込まれないことから、今回計画が大気質、騒音・振動・水質、動植物、生態系、漁業等へ与える影響は軽微であると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、計画実施にあたっては、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を少なくするよう努めることとする。



4-2. 呉市地方港湾審議会名簿

表4-1 呉市地方港湾審議会名簿

平成28年10月3日現在（敬称略、順不同）

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	神津 善三朗	呉商工会議所会頭
	松本 宏之	海上保安大学校教授
	山崎 宗広	産業技術総合研究所中国センター 産官学連携推進室長
	加納 誠二	呉工業高等専門学校教授
港 湾 関 係 者	港湾運送業者代表	富田 泰雄 呉港運協会会長
	海上運送業者代表	内堀 達也 中国旅客船協会連合会呉地区旅客船協会会長
	倉庫業者代表	大之木 伸行 広島県倉庫協会会員
	港湾関係労働団体代表	斉藤 洋 全日本海員組合中・四国地方支部長
	水産関係者代表	川岡 勝義 広島海区漁業調整委員会委員
	港湾関連事業者代表	西山 寛 呉港振興会会長
		堀口 勝哉 広島県内航海運組合呉支部支部長
	港湾関連企業代表	千葉 光太郎 ジャパンマリコナイツ㈱常務執行役員呉事業所長
		山岸 良央 王子マテリア㈱執行役員呉工場長
安井 潔 日新製鋼㈱常務執行役員呉製鉄所所長		
県議会の議員	犬童 英徳 広島県議会議員	
市議会の議員	山上 文恵 呉市議会議員	
	梶山 治孝 呉市議会議員	
	林 敏夫 呉市議会議員	
	阪井 昌行 呉市議会議員	
	岩原 昇 呉市議会議員	
国の地方機関の職員 及び県の職員	丸山 隆英 国土交通省中国地方整備局長	
	秋好 晋 呉海上保安部長	
	五丁 美恵子 中国運輸局呉海事事務所長	
	山本 尉三 神戸税関呉税関支署長	
	中芝 清張 神戸植物防疫所広島支所長	
	星野 正彦 海上自衛隊呉地方総監部防衛部長	
	宮津 智文 広島県土木建築局空港港湾部長	
市の職員	木坂 修 呉市副市長	